

令和元年度第2回定時理事会議事録

公益財団法人 東京都スポーツ文化事業団

- 1 日 時 令和2年3月26日（木曜日）
午後4時00分から午後4時30分まで
- 2 場 所 東京消防庁スクワール麹町3階「錦華」
- 3 理事現在数 7名
- 4 定 足 数 4名
(理事の過半数の出席をもって成立)
- 5 出 席 者 (理事) 4名
並木一夫(理事長)、安藤博(常務理事)
高野秀夫、濱出雄三
(監事) 松田二郎、江川秀章
- 6 議 題 (審議事項)
第1号議案 令和2年度事業計画及び予算について
第2号議案 一般法人法第84条第1項に基づく承認について
第3号議案 常勤嘱託員設置要綱第6条第4項に基づく承認について

7 議事に至るまでの経過

定刻になり、理事会を開会した。議事に入るまで、早崎道晴事務局長が進行役を務めた。冒頭、当理事会は東京都スポーツ文化事業団理事会会議規程第7条に定める定足数を満たし、有効に成立する旨を報告し、定款第32条に基づき理事長が議長を務める旨を説明した。

これを受け、並木一夫理事長が議長として、開会を宣言した。定款第34条により、議事録署名人は出席した理事長及び監事が務めることを確認し、議事を開始した。

8 議事の経過及び結果

第1号議案 令和2年度事業計画及び予算について

(1) 議案説明

議長が本議案について事務局に説明を指示し、これを受け、早崎事務局長が、配付資料「令和2年度事業計画書及び予算書（案）」をもとに説明を行った。

(2) 質疑及び意見

(質問)

収支予算の大幅な変更が行われる場合の事務手続きについて

(回答)

公益財団法人の予算は、組織における損益の目標を事業年度開始前に設定するものであり、この目標が期中で変わった場合にどのような手続きで変更するかは当該法人が判断すればよいこととされている。当事業団の場合は、財務規程第17条により、公益目的事業の種類又は内容の変更、収益事業等の内容の変更を行う場合に、理事会の承認を得なければならない旨を定めている。

(意見)

同条項に該当しない場合は理事会の承認が不要であることは理解した。しかしながら、収支予算が大きく変わる場合には、それなりの工夫が必要ではないか。

(回答)

事務局として了解した。

(3) 議決

質疑終了後、議長が本議案について諮ったところ、「異議なし」の声があり、第1号議案（「資金調達及び設備投資について記載した書類」を含む。）は、出席した全理事の一致をもって原案どおり可決された。

第2号議案 一般法人法第84条第1項に基づく承認について

(1) 議案説明

議長が本議案について事務局に説明を指示し、これを受け、早崎事務局長が、並木理事長が代表を務める一般社団法人東京都レクリエーション協会及び公益財団法人東京都体育協会との取引が、一般法人法第84条に規定する利益相反取引に当たるため、理事会の承認を得るものであるとの説明を行った。

また、本議案においては、並木理事長が特別利害関係人となるため、議決に加われない旨及び議長となることができない旨を説明した。この結果、理事の互選により、安藤博常務理事が本議案の議長を務めることとなった。

(2) 質疑及び意見

説明終了後、議長から質疑及び意見を求めたところ、特段の発言はなかった。

(3) 議決

質疑終了後、議長が本議案について諮ったところ、「異議なし」の声があり、第2号議案は、議決に加われる全理事の一致をもって原案どおり可決された。

第3号議案 常勤嘱託員設置要綱第6条第4に基づく承認について

(1) 議案説明

議長が本議案について事務局に説明を指示し、これを受け早崎事務局長が説明を行った。

(2) 質疑及び意見

説明終了後、議長から質疑及び意見を求めたところ、特段の発言はなかった。

(3) 議決

質疑終了後、議長が本議案について諮ったところ、「異議なし」の声があり、第3号議案は、出席した全理事の一致をもって原案どおり可決された。

9 報告事項

定款第23条第3項に基づき、理事長及び常務理事それぞれの職務執行状況報告を行った。

10 その他

その他、当事業団の運営等に関して、議長から意見を求めたところ、特段の発言はなかった。

以上をもって理事会の議事を全て終了したので、議長は終了を宣言し、午後4時30分、散会した。